

平成26年第3回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成26年5月1日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成26年5月1日（木）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第61号
- 第4 （市民厚生常任委員会付託案件）
議案第61号
- 第5 議案第62号
- 第6 議案第63号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	池町円君

総務課長	計	良	孝	晴	君	総合政策課長	市	橋	法	子	君
財務課長	伊	貝	秀	一	君	税務課長	川	上	達	也	君
社会福祉課長	鍵	谷	繁	樹	君	学校教育部	吉	田		泉	君

事務局職員出席者

事務局長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査係	齋	藤	壮	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第3回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、5番、坂下善英君及び7番、笠井正信君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。去る4月28日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、市民厚生常任委員会の審査に入ります。市民厚生常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。再開時間は、市民厚生常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行い、その後教育委員任命の2議案について採決を行います。最後に、小林教育長から任期満了に伴う退任の挨拶があります。

以上であります。

- 議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第61号

- 議長（根岸勇雄君） 日程第3、議案第61号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。議案第61号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について。子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、在園する3人目以降の児童のへき地保育園保育料の全額免除としている制度を拡充し、4月から在園する2人目以降の児童についても全額免除とするところでありましたが、へき地保育園については条例改正を失念しておりました。この場をかりまして、深くおわび申し上げます。これに伴いまして、4月1日に遡及をしてこの全額免除の適用を受けられるよう、条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより質疑に入ります。

議案第61号についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 二、三点お尋ねをしておきます。

非常にこれいいことだと思うのですが、認可保育園との関係でへき地保育園今回遡及をして、4月1日に適用してやるということなのですが、これ改めてちょっと聞いておきたいのは、来年度から保育料などのあり方が大きく変わるわけです。今回この検討に当たっては、どのようなことを留意をしたのかということをお尋ねをしたいわけであります。

具体的に言いますと、例えばたまたまへき地保育園に子供が入っていることによって、へき地保育園でない保育園との保育料の差がありますよね。つまりわかりやすく言えば、8,400円なのだよね、1カ月。ところが、公立、認可保育園でいうと、所得階層に応じて保育料を決めている。ご承知のとおり、保育料そのものは児童福祉法に定められていて、市町村が支弁をするということになっているわけで、8,400円より低い階層でいうと、これ3月18日に出された資料でいうと、例えば階層Cの2でいいますと3歳以上児は7,300円ですよね。Cの1でいうと、3歳未満児でいっても8,300円。つまり何を言いたいかということ、へき地保育園で預けると7,300円の方が8,400円になるという理屈だろうと思うのですが、あなた方はよく税の公平ということを言うわけですが、その辺は十分検討されましたか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） お答えいたします。

先ほどのご質問ですけれども、保育料、認可保育園については、先ほどのへき地保育園が8,400円というお話をされました。それ以下の金額がCの2階層から以下、下ということになるわけですが、へき地保育園につきましては8,400円のほかに給食費等を考慮しますと、およそ3歳以上児のD3階層に当たります1万4,500円の階層に当たるぐらいになりまして、おおよそ1万4,400円という額で調整するような形になります。お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） つまり何を言いたいかということ、来年度保育料が市町村の条例で決めなくてはなら

なくなると。あなた方本体の公立保育園のやつについては、規則で決めているわけですよね。今課長が言ったとおり、今回のへき地保育園にいます方で、例えばCの1階層に当たるような方というのは、私いるかいなか、あなた方その辺きちんと精査をしたのか。つまりさっき言ったように、へき地保育園に入ると8,400円なのだが、認可のほうに入れば、例えば3歳以上児でいえば5,900円、こういう格差だってできるわけでしょう。そういったところがきちんとかういったものに反映されているのですか、実態上は。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） お答えいたします。

Cの階層ということですが、C1で、3歳以上児で5,900円ということで、これ市民税の均等割の課税の世帯ということになります。こちらのほうがへき地保育園ということになりますと同額の8,400円ということになりますので、そのまま8,400円をいただくという形になりますので、特にこちらのほうとしてはその部分の考慮というのは特にしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 根拠法令云々ということが何か話があるようですが、来年度からこれ全部へき地保育園も含めて一つになります。その前年度で甲斐市長のいい政策をきちんとかやるわけですから、本来児童福祉法では保育の費用は市町村が支弁をすれば、市町村が払うということになっているから規則で定めているわけですから、そういったところをきちんとか考慮していただきたいということを書いて終わります。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは、今回の条例は短いけれども、極めて重要な問題をはらんでおりますので、きょう税務課長来ていますか。各全般にわたって質問しますので、お答えください。

まず、佐渡市へき地保育園条例というのは、児童福祉法第39条に規定する保育所が地域的な事情で設置することが困難であるという場合の特例措置であって、これは県が所掌する事業でございます。そこでお尋ねするわけですが、今私が申し上げたことについて間違いがないかということが1点。

次にお尋ねしたいのは、へき地保育園条例第3条第2項には、所得外階層、つまり私のように所得いっぱいこと持っておる者が保育園に入れても、2人目からは10分の2の1,680円に下げて保育料を集めるということになっておりますが、これも間違いはないかどうか。

次にお尋ねをするのは、俗に言う児童福祉法第39条の保育所、これを一般の公立保育所と、こう言っておるのですが、それは市が直接運営をしたり、保育料の徴収をしたりする仕掛けになっておる。ところが、このへき地保育園の第7条、これは運営協議会というものをつくってもらって、そこに委託管理をしておるといことだが、これは間違いはないかどうか。

次にお聞きするが、その運営協議会との関係では、市長は委託契約書というものを結んでおるはずでございます。その第5条を見てまいりますと、へき地保育園で集められた保育料は、毎月市長は運営協議会に支払わなければならないと規定しておるが、これも間違いはないかどうか。

次に、児童福祉法第39条の保育園では、所得階層によって階層区分というものをつくっておる。それによって保育料が決定されておるわけであるが、例えば区分の均等割と言われるものの未満児を見てみると8,300円という金額である。間違いはないかどうか。だとすると、へき地保育園はどんなに所得があつて

も1人8,400円。税の均等割というのは、本当に生活保護とすれすれなのです。その生活保護すれすれの諸君からは、8,300円徴収することになっておる。これがへき地保育園の保育料と一般保育所の保育料の対象比較数値であると。これも間違いないかどうか。

次に、税務課長に聞いておくが、今私が申し上げた税金の均等割というのは、現在は3.11災害、あの東日本大震災の地域を助けるために、特別に税金を取る仕組みになっておる。その結果、現在は5,000円と規定されておるが、昨年まではこれは4,000円であったはずである。間違いないかどうか。

次に、市長は……

〔「委員会でやれ」と呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） 冗談ではない。ちょっと黙って聞いておれ。そうではないだろうが。大事なことを聞いておるわけではないか。委員会でやることではないだろう。ほかにはおらぬだろう、市長は。

次に、地方自治法第101条第7項、そのただし書きには、緊急を要する場合は都道府県、市においては告示期間7日間、町村にあっては3日間であるが、第7項の規定により、ただし、緊急を要する場合、条例では急施という言葉を使っていますが、その場合はこの限りではない、こういうふうに規定しておる。それは、市長の責任も問う条項なのであります。いいですか。この件については、東京高裁の判決が出ておる。裁判やったやつがおる。急施、現行法では緊急と言っておるのですが、緊急を要する場合とは、議会の運営に著しく妥当を欠くと認められない限り、招集権、つまり市長だ。招集権の裁量に任されているものである。これについて異議を唱えて裁判やった者がおる。それに対して昭和32年7月24日、東京高裁は、急施の場合は市長の裁量権をもって直ちに議会を開くことができると、招集する要請をすることができるとなっておりますが、これに間違いはないかと。

以上、何点か質問したが、お答えください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 何点か質問がございましたので、私のほうから答えられる部分について答えていきたいと思っております。

まず、1点目でありますけれども、へき地保育園の設置に関する基準でありますけれども、こちらにつきましては児童福祉法の第24条によりまして、保育に対する需要の拡大、そして児童の減少等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をすることから、届け出による公立のへき地保育園を設置するというものでございます。間違いございません。

それから、2点目でありますけれども、へき地保育園の2人目の分が現行で10分の2ということになりますが、1,680円、これも間違いありません。

それから、3つ目の児童福祉法第39条の公立保育園の、認可保育園の関係でありますけれども、これは保育を必要とする者についての規定でありますので、こちらについても間違いございません。

それから、4つ目、へき地保育園の運営協議会ということがあったわけですが、こちらについても運営協議会の意見を聞いて決定するというようになっております。

それから、5つ目ありますが、へき地保育園の保育の関係との比較の中で、認可保育園の保育料が生活保護基準の8,300円、3歳未満児で8,300円ということになっておりますけれども、こちらについてとい

うことですが、へき地保育園については8,400円ということで、こちらについても間違いはございません。

あと、税のほうの均等割の関係でありますけれども、東日本大震災の関係で本年度から均等割5,000円ということになっておりますけれども、こちらについては昨年まで4,000円という形になっておりました。議員のおっしゃるとおりであります。

私のほうからの回答については以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明します。

質問の中での地方自治法第101条の第7項ということでございますが、議員がおっしゃられるとおり、開会の前日、市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、急務を要する場合はこの限りでないということには間違いございません。今、高裁の判例がありました。議会の運営に著しく妥当を欠くと認められない限り、招集権者の裁量に任せているものであるということも、これもそのとおりでございます。この妥当を欠くという場合につきましては、議長、副議長が公務のために留守をしておるとか、それから委員会活動で議員の数が相当いないというようなことが考えられますし、また明らかに短い時間に招集をするというようなことが妥当を欠くということと理解しております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 2回目の質問で、まず市長にお聞きしたい。何で本日税務課長がここへ来ていないのだ。税務課長を呼びなさい。3回しかできぬから、まずこれは答弁の中で明らかにさせてください。

次にお聞きするが、何で市長は、地方自治法第101条第7項に、緊急を要する場合、法律規定の告示期間、これと関係なく議会を招集することができるというこの条項があるにもかかわらず、なぜ4月という時を過ぎてしまって、5月にしてしまったのか。その結果、取り返しのつかぬことが起こっておるということについて、あなた気がついていますか。これが2点目。

これは私が委員長でございますので、委員会ではっきりやらねばなりませんので、もう一回質問ができますので、その中で明らかにしてまいりたいと思いますので、2回目はこの程度にしておきましょう。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

○市長（甲斐元也君） 申しわけございませんでしたけれども、私自身そのことについては知らなかったということでございます。おわびを申し上げます。

〔「税務課長がなぜ来ないかということを経理、ちゃんと答弁させてください。

課長を呼び寄せなさい。聞かなければならないことがあるのだ」と呼ぶ者

あり〕

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開しますが、税務課長が今議場に向かっておりますので、それまでの間、休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

税務課長が見えましたので、説明をさせます。

川上税務課長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） いやいや、先に説明させてから。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） いやいや、それは補足で。どうぞ。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

住民税の均等割の件でございますけれども、平成25年度課税分までにつきましては、市民税につきましては3,000円、それから県民税については1,000円ということでございますけれども、平成26年度から東日本大震災の復旧、復興に伴います臨時的な税制上の改正、措置ということで、平成26年度から平成35年度までは均等割を500円ずつ、県民税、市民税とも500円ずつ上げるということになっておりますので、ご指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 次に、では改めて税務課長からさらにお答えを願いたいと、こう思うのです。つまりこの均等割の5,000円というもののうちの1,000円というのは、東日本大震災による災害復旧のために、一般の人たちに特別に税金を余計納めてもらうということから、均等割が1,000円上げられたということでございます。その結果、平成35年までこの経過が続くわけでございますが、その後はもとへ戻すという法的な措置がされておるのかどうかということが1点。

次に、そもそもへき地保育園の支払い財源というのは、新潟県安心子ども基金事業補助金交付要綱というのがあって支給されておる。これも、もう一回答弁させてまた聞くというのも、あとこれで私が3回目の質疑でございますので、私のほうで答えを明らかにしてお聞きをしたい。現在、へき地保育園と目されるもので、実際に行われておる保育園というのは、水津保育園と海府の保育園と、こういうふうに私は認識しておるのですが、しかしこの設置要件、つまり補助金交付要件の中には、園児が6人以上でなければならぬという規定があるのだ。ところが、私が前に調べたところによると、これは既に人員を割っておる。人員を割るということになれば、県と市と合わせて最高限度400万というのが、県から200万来ないことになっておるはずだが、その現在の状態と見通しについてお答えを願いたい。

それから、次に最も大事なことについてお聞きする。市長は、何か住民の利益のためだから遡及適用ということが安易に可能だというふうに思っておるだろうけれども、私の解釈は違う。私の解釈というよりは、法的解釈になるわけである。これは明らかにするからお答え願いたい。このへき地保育園を運営する

ことについては、運営協議会というものがあってそこへ委託するという事は、私が先ほど質問して、答弁もそのとおりでございますと、こうなった。そこで、改めて委託契約書の第5条の第1項を見てもらいたい。どうなっておるかという、委託料の額が決められておるのですが、平言葉に訳して私が解説をすれば、委託料の額は市長が保護者から徴収すべき保育料の額とし、甲は毎月運営協議会に支払うものとする、こうなっているのです。そうすると、どういうことが起こっておるかという、へき地保育園2人目の子供は、8,400円は1,680円に下がるが、その金は既に運営協議会に交付されてしまっておると。こうなっておるが、間違いないか。それに対して、これは重大な市長の誤りというのは、こういう問題があるからこそあなたは地方自治法第101条第7項のただし書き適用で直ちに、4月中にだ。4月中に臨時議会を開いてもらって処理をすれば、へき地保育園の保育料の納付期限というのは月末なのだ。そうすれば、4月中に条例改正をしておけば、まあまあ五十歩百歩譲って何とかしてやろうかと、こういうふうになるのだが、それが過ぎてしまったために保育料を払う人と取る市長との間の関係だけでは済まなくなっておるというのが今度の事件の極めて深刻な一面なのだ。このことについてわかっておったのか、おらぬのか。少なくともそのことに気づけば、地方自治法第101条第7項を発動して直ちにやれば、4月の11日の臨時会、その後の4月23日の告示、そうすれば4月27日までに臨時会が開かれたはずだ。そうすれば、市長が地方自治法第101条第7項のただし書きを発動して議会をお願いしておるのだからその条例は何とか通してやろうという議会にも配慮が出たのだが、しかしこの期間を過ぎてしまったために保育料を払うお父さん、お母さん方と市長の話し合いだけではなくて、運営協議会に対する運営費の支払いのところまで話が行ってしまっておるから、これについては条例規定からいって返戻の根拠がない、こういうことが重大な問題になっておると思うのです。私は第3回目としてまとめて重要な問題を申し上げたが、お答えください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

1点目の均等割の件でございますけれども、これにつきましては地方税法等の改正に基づくものでございます時限立法でございますので、平成35年度までの措置ということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

○市長（甲斐元也君） 今ほどの後段の議員のご質問であります。要するに規則と条例の問題で、ここが我々気がつかなかったと。それが4月の半ばに気がついたということでこの事案が生じたわけであります。

そこで、私自身臨時議会というものを招集するという事については承知はいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、高裁の判例というものは承知しておらなかったということさっき申し上げたとおりでありますけれども、仮に私どもの判断としては、4月中にこの臨時議会をお願いをしたとしても、4月1日にやっぱりさかのぼらなければならないのではないかと判断をしたということでございます。このことについては議会事務局とも相談をしたわけでありまして、そういう意味で4月中の段階で臨時議会を開いたならばこれが4月1日からのものに行くということについては、私どもはそれは承

知していなかったし、むしろ4月中、仮に27日ごろに臨時議会をお願いをしたとしても、4月1日にはやっぱり遡及しなければならないのではないかという判断をしたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 補助金の関係でありますけれども、6人以上でなければこの補助金の対象にならないということでのご指摘でございました。へき地保育園につきましては2園の保育園がございまして、1つの園について現在5人ということでございます。今年度中に何人かということについてはまだ検証はしておりませんが、なかなか厳しい状況ではないかというふうに思います。したがって、県からの補助金200万が入ってこない可能性も考えられます。

以上です。

〔議長、私が質疑をしたことについて、重要な問題について答弁漏れがありますが、議長のほうから指示してください、答弁を〕と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 答弁漏れのことについてお答えいたしたいと思います。

委託料の支払いの関係でありますけれども、委託契約の中の第5条の中で、毎月甲は乙に支払いをするということになっておりまして、こちらについては議員ご指摘のとおり、ちょっと漏れておりました。申しわけありませんでした。

（発言取消し）

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第61号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、市民厚生常任委員会に付託いたします。

休憩します。

午前10時59分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（根岸勇雄君） ここで、議会運営委員長より報告を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、岩崎隆寿君

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたが、午後の本会議の流れに一部変更がありますので、ご報告いたします。

執行部から議会運営委員会に対し、午前中の本会議における鍵谷社会福祉課長の発言の一部に事実誤認があったため、会議録から取り消したい旨の申し出がありました。その申し出について協議した結果、議会運営委員会としてはこれを了承することといたしました。よって、私の報告が終わり次第、委員長報告に入る前に議長から鍵谷社会福祉課長の発言の取り消しについて、簡易表決でお諮りすることになりますので、ご了承願います。

報告は以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議会運営委員長の報告は終わりました。

発言の取り消し

○議長（根岸勇雄君） ここで、鍵谷社会福祉課長から発言を求められておりますので、これを許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 午前中の本会議におきまして、発言の内容の一部に誤りがあったことに対しましておわびを申し上げます。下線部の部分についての取り消しをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午後 3時20分 休憩

午後 3時21分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

以上で鍵谷社会福祉課長の発言は終わりました。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、鍵谷社会福祉課長から午前中の本会議における発言の一部に事実誤認があったため、会議規則第65条の規定を準用して会議録から取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、鍵谷社会福祉課長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

日程第4 （市民厚生常任委員会付託案件）

議案第61号

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、これより市民厚生常任委員会に付託した議案第61号についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

〔市民厚生常任委員長 加賀博昭君登壇〕

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 今度の条例改正については、担当課長が発言訂正をしなければならぬというような事態が起こっておるぐらい深刻な面を持っております。その条例審査をやりました委員長報告をこれから行います。

平成26年5月1日、市民厚生常任委員会委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第61号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、「同一世帯から2人以上の入園児がいる場合は、2人目以降は無料とする」との条例の一部改正であります。

本案の提出日は平成26年5月1日であるが、今臨時会の告示日は4月23日であることから、地方自治法第101条第7項のただし書き「緊急を要する場合は、告示期間を待たずに招集することができる」を放置したため、関係者は既に保育料を現行条例に基づき1,680円を納入済みであり、それを返戻する根拠がないこと。

2点目として、佐渡市へき地保育園条例第7条によるへき地保育園運営協議会に対して、「委託契約第5条」により徴収済みの保育料1人1,680円は交付計画済みであること。

3点目として、へき地保育園の保育料は、児童福祉法第39条の保育園と比較して、保護者の所得とは関係なく一律1カ月8,400円で、さらに2人目は1,680円、10分の2に軽減されていること。

以上の事項を踏まえて審査した結果、へき地保育園運営協議会の委託契約書が整備されていないことが判明した。今後このようなことのないよう、厳重に注意をして、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより市民厚生常任委員会に付託した議案第61号についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第62号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、議案第62号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第62号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員、宮川安則氏が平成26年5月7日をもって辞職するため、その後任として仲川進氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間である平成26年5月8日から平成28年5月7日までの2年間であります。

よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第62号 佐渡市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第6 議案第63号

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、議案第63号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第63号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員、小林祐玄氏の任期が平成26年5月7日をもって満了となるため、その後任として児玉勝巳氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第63号 佐渡市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

○議長（根岸勇雄君） ここで、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、小林祐玄君。

〔教育長 小林祐玄君登壇〕

○教育長（小林祐玄君） 5月7日をもちまして教育長退任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、多大なるご教授とご支援をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

この間、学校教育に関する分野といたしましては、平成24年度に4つの小中連携校の誕生、平成25年度には4小学校、1中学校の統合校が誕生しました。また、この4月には、南佐渡中学校が誕生しました。それに伴い、学校給食センターの配置も進んでおります。また、社会教育の分野におきましては、ジオパークの日本認定、佐渡博物館の佐渡市の運営、総合体育館の建築などが挙げられます。いずれにいたしましても、教育に関わる事業に多くの予算をつけてくださいましたことに感謝を申し上げます。反面、学校における生徒指導の問題や社会教育施設の統廃合等につきましては、ご心配ばかりおかけしました。済みませんでした。

最後になりますが、議員の皆様方のますますのご健勝とご発展をお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。お世話になりました。本当にありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 教育長の発言は終わりました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で平成26年第3回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 坂 下 善 英

署 名 議 員 笠 井 正 信